

生徒心得

(生徒手帳より)

長野県小海高等学校

1.日課

- (1)始業時刻 8:30 終業時刻 15:30 50分時限授業
- (2)時により時間割変更があるので注意する。

2.欠席・遅刻・早退等

- (1)都合によりやむなく欠席・遅刻・早退をする場合は、必ず始業時前に保護者からその旨を学校へ連絡する。
病気のため引き続き1週間以上に渡って欠席する場合は、医師の診断書を添える。
- (2)都合によりやむなく早退する場合は、学級担任に申し出、許可を得てから早退する。病気で早退するときには保健室で相談する。
- (3)登校後やむなく外出する場合は、学級担任に申し出て外出許可を受け、帰校後速やかに担任に報告する。
- (4)忌引の日数は次のとおり
父母の場合7日、兄弟・祖父母の場合3日、その他の血族の場合1日。
- (5)学校で認めた体育大会・諸会合に代表として参加する場合および就職・受験のための欠席は公欠として出席扱いにする。

3.服装・所持品

- (1)服装、所持品は質素・清潔を旨とし、高校生としての品位を保つように心掛ける。
- (2)服装は本校指定の制服を着用すること。
※衣替えの時期は6月1日と10月1日とする。
- (3)上履きは本校指定のものとし、体育館シューズと区別をする。
※学年のカラーで統一
- (4)髪は清潔にし、見苦しくならないように調髪する。パーマ・脱色・染色・カラーコンタクト・ピアス・付毛は禁止する。
- (5)所持品には記名をし、金銭・貴重品の取り扱いには気をつける。特に体育と移動教室の時間には学級担任や教科担任に預ける。
- (6)携帯電話は生徒である本分を逸脱したり、マナーに反した使い方は厳に慎むこと。

4.校内生活

- (1)学校施設、備品を大切に扱い、環境の整備につとめる。特に火気はみだりに使用しない。もし破損させた場合には直ちに関係職員に申し出、その指示を受ける。故意に破損させた場合は弁償する。
- (2)教室・用具等を使用するときは教務または関係職員の許可を得て、借用書を記入してから使用する。
- (3)ポスター、印刷物を校内に掲示又は配布しようとするときは教務の許可を得る。生徒会関係のものは生徒会長の許可印ももらう。なお掲示は所定の場所に行く。
- (4)集会を開くときは「集会・他出願」(用紙は職員室)を提出し、許可を得る。
- (5)校内外において学校の許可なく募金・署名を行ってはならない。
- (6)来賓には会釈をし、職員室等への出入りは礼儀正しく行う。
- (7)生徒相互のあいさつ、交際は尊敬と敬愛の情をもって行い、言動を慎み、暴力、威圧、いじめ等他人に迷惑をかけるような行為はしない。

5.校外生活

- (1)常に「小海高校生」としての自覚を持ち、社会の秩序を守り、責任ある行動をとる。
- (2)交通道徳・規則を守り、事故のないように心掛ける。
- (3)列車・バス駅構内でのマナーにも気をつける。
- (4)家族(成人)と同行する以外は、夜間の外出、外泊をしてはならない。
- (5)不健全な娱乐场所には立ち寄らない。
- (6)飲酒・喫煙は絶対にしない。
- (7)旅行や校外での集会等に参加する場合は、保護者の承諾を得て「集会・他出願」を提出する。

生指 - 1 (生徒心得 1)

- (8)校外の団体に参加または加入したり、団体を結成したりする場合は事前に学級担任に相談する。
- (9)アルバイトは家庭の事情により実施を希望する場合は、保護者の承諾を得た上で所定の「アルバイト許可願い」を学校に提出し、学校の許可を得た後に採用面接を受けること。また、前年度からのアルバイトを継続する場合も、新年度当初に同様の手続を取る。なお、アルバイトが学校生活や学業に支障をきたすものと判断される場合は、アルバイトを許可しなかったり、許可を取り消したりする場合がある。

〈禁止事項〉

- ・ 宿泊を伴うもの
- ・ 夜間のもの（夜 8 時以降）
- ・ 飲酒を伴う接待業および酒類の提供を主たる目的とする店舗でのアルバイト(居酒屋など)
- ・ 危険を伴うもの
- ・ 極めて長期にわたるもの（長期休業の 1/2 を超えるもの）
- ・ バイクを使用するもの ・ 長時間にわたるもの

6.運転免許証取得，バイク・自転車通学について

(1) 自転車通学について

- 1) 自転車による通学（駅や停留所までの利用も含む）をしようとする生徒は学級担任に申し出て「自転車通学届け」を提出する。
自転車任意保険や総合保険に加入（学校でも斡旋する）し、防犯登録を行う。
- 2) 関連の用紙「自転車通学届」
- 3) ヘルメットを着用することを基本とする

(2) 二輪免許取得について

- 1) 自動二輪免許取得は認めない。

自動二輪車 { の免許を取得しない
を所有しない
を運転しない

- 2) 原動機付自転車（バイク）の免許証取得について

小海高校の立地条件、公共交通網の状況により通学等にどうしても必要な生徒には、原動機付自転車（バイク、50cc以下）に限り家庭の責任において免許証取得を許可する。

- ア バイク免許取得については必要に応じて説明会を実施するので、これに出席し説明を受け、取得許可の手続きを行う。
- イ 免許取得願い及び誓約書を係に提出する。（生活指導係が審査する）
- ウ 許可を得た後警察等へ受験の申請に行く。
- エ 実技講習終了後、学科試験受験については 2 月以降とする。1 年生 1 月以前での取得は認めない。（学科試験日を担任に報告する）
- オ 合格後速やかに「原付免許取得届」を係に提出する。
- カ 「車両届」を係に提出する。その際、フルフェイスヘルメット・保険（自賠責と任意）・リミッターカット装着等の改造のない車両であること等を確認する。
- キ 取得許可条件
通学等のため、やむを得ない場合に限り認める。また、生活態度・学習成績・服装・頭髪等学校生活がきちんとしていない生徒は交通事故を起こしやすいと考えられるので認めない。
- ク 関連の用紙「原動機付自転車 免許取得願い及び誓約書」
「免許取得届（免許証の写し貼付）・車両届（車輛の自賠責保険証書、任意保険証書の写し貼付）」

(3) バイク通学について

- ア バイク通学許可については、説明会を免許取得の説明会と併せて行うので、希望者は出席し説明を受ける。
- イ バイク通学許可範囲
 - ・学校までの通学に関しては原則として指定された区域（目安は自宅から学校まで4km以上）のみ許可する。
 - ・JR各駅までの通学に関しては原則として自宅が最寄り駅より3km以上ある生徒に許可する。
- ウ 通学上バイク通学が不可欠な生徒は、HR担任に申し出て「通学許可願」を提出し、HR担任と係の審査・指導を受けた上で校長の許可を得る。
- エ バイク通学に関する諸注意
 - ・バイク通学許可証は免許証と共に携帯する。
 - ・バイク通学許可証に記載されている事項に変更のある場合は速やかに届け出る。
 - ・許可された車両には、学校指定の許可標識（ステッカー、有償）を見えやすい所に貼る。
- オ 許可基準
 - ・通学にバイク通学の必要性が特に高いこと。
 - ・（2）の2）のア～カ及び（3）のウの手続きが終了していること。
 - ・許可を求める生徒の今までの行動が交通規則をよく守り、安全運転を心がけられると認められた生徒であること。
 - ・安全運転できる服装をすること。また、女子は学校指定のスラックスを着用すること。
 - ・運転時はフルフェイスのヘルメットを着用すること。
- カ 関連の用紙
 - 「原動機付自転車通学許可願」
 - 「原動機付自転車通学登録」
 - 「原動機付自転車通学許可証」

(4) 普通自動車免許証（四輪免許）について

- ア 免許を取得しようとする生徒は、3年次の10月以降、進路の決定した生徒とする。なお、学科試験受験は2月の自宅研修期間以降とする。
- イ 四輪免許の取得を希望するものは秋に実施される四輪免許取得に関する説明会に参加する。
- ウ 免許取得のための欠席、遅刻、早退は認めない。（但し検定日は除く）
- エ 準中型免許については、就職等の必要性が認められる場合は取得を許可する。
- オ 関連の用紙
 - 運転免許取得許可願
 - 誓約書
 - 運転免許取得についてお願い・受け入れ承諾連絡用紙

(5) 注意事項

- ア バイク免許証取得後に学習、生活等に乱れが生じた場合や交通違反、交通事故、校内規則違反等を犯した場合は、重大な交通事故につながるおそれがあるので、免許証預かりや通学許可取り消しの処置をとる場合がある。
- イ 免許取得のための欠席は公欠にはならない。
- ウ 服装は安全運転のできるものであること。
- エ バイク免許取得者は学校が行うバイク実技講習会に参加する。
- オ バイクを運転するときはフルフェイスのヘルメットを使用する。
- カ 車両の貸し借りは絶対にしないこと。
- キ 他校生を含め、生徒同士で原付自転車の譲渡、斡旋及び売買は行わない。
- ク アルバイト等のための目的外使用は絶対にしないこと。

- ケ 学校までの通学に使用した車輛は所定の場所に置く。 生指－3(生徒心得3)
- コ 50ccを超える二輪車の免許取得および運転は一切禁止する。
- サ 交通違反、無免許運転をしない。無免許運転・免許証無許可取得・無許可登校・家人以外の車への同乗は交通事故のもとになりやすいので絶対行わない。
- シ 日頃から、車輛の点検・整備をし、リミッターカット装着等の改造車両を使用しない。
- ス 四輪自動車での通学は認めない。自宅での運転も卒業までは特別な事情を除き認めない。
- セ 交通事故等不測の事態が生じたときは速やかに学校に連絡する。
- ソ その他細目は別に定める内規(交通安全規則等)による。
- タ 交通関係の各用紙は生活指導交通係にある。
- チ 事故(自損も含む)及び違反を犯した場合速やかに学校に届け出る。

